

道路位置指定の要件について

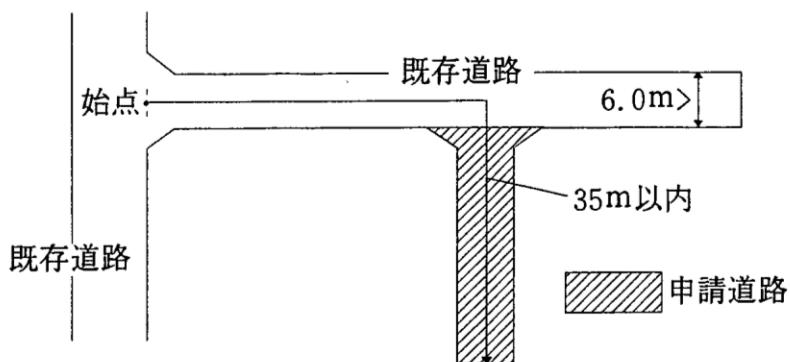
- 1 道路幅員は有効幅員4m以上必要。(堅固な覆蓋をした側溝等は有効幅員に含むことができる。)
- 2 延長が35m以内(幅員6m未満の行き止まり既存道路に接続する場合は、その部分も含めて35m以内)のものであること。……………(別図1参照)
35mを超える場合は、35m以内ごと及び終端に自動車の転回広場を設けること。……………(別図2参照)
- 3 道路幅員が4.5m以上の場合は、転回広場の設置の距離を下表の距離以内ごと及び終端とする。

幅 員	距 離
4.5m以上5.0m未満	50m
5.0m以上5.5m未満	60m
5.5m以上6.0m未満	70m

(※ただし、道路幅員を4.5m以上6m未満とした場合であっても、35mを超える場合は終端に転回広場が必要)……………(別図3参照)

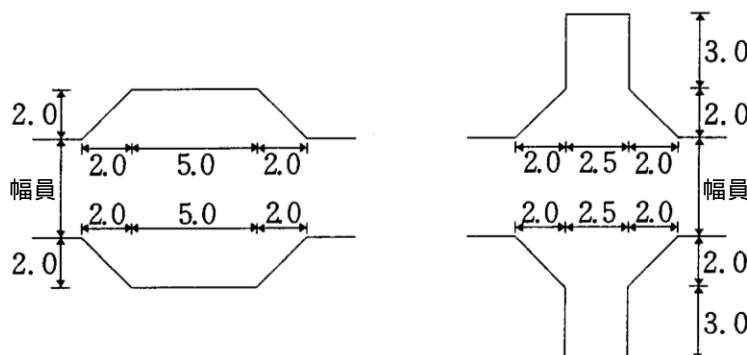
- 4 取り付け道路と接続する部分、または交差する部分や屈曲する部分にはすみ切りを設けること。(2m×2mの二等辺三角形)……………(別図4参照)
- 周囲の状況により、やむを得ずすみ切りを片側のみとする場合は、2.5m×4.0mのすみ切りを設けること。……………(別図5参照)
- 5 砂利敷てん圧その他ぬかるみとならない構造であること。(なるべくアスファルト簡易舗装程度以上をお願いしたい。)
- 6 道路の縦断勾配が12% (約6度)以下であり、かつ階段状でないこと。
- 7 道に設ける排水設備は、U字溝にあっては内法幅18cm以上(なるべく24cm以上をお願いしたい)、L字溝にあっては幅30cm以上のコンクリート製とし、排水に支障がなく、末端を他の排水施設に接続できるものとする。
- 8 その他

(図1) 既存袋路状道路に接続の場合

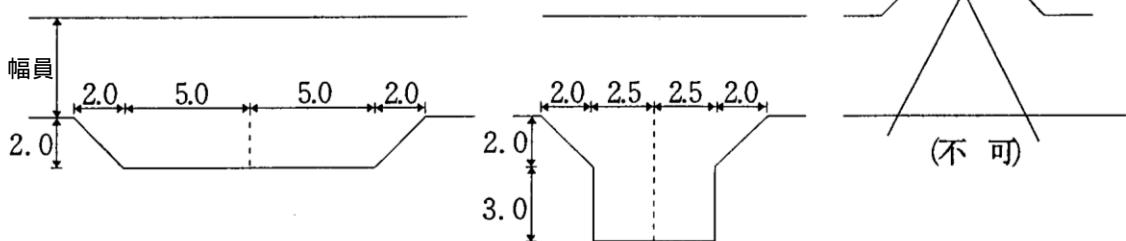


(図2) 転回広場の形状について

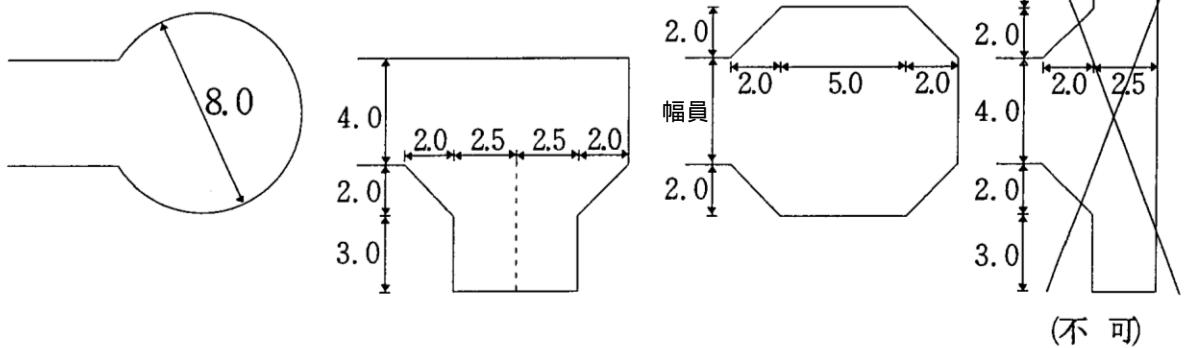
- 中間部両側に設ける場合



- 中間部片側に設ける場合

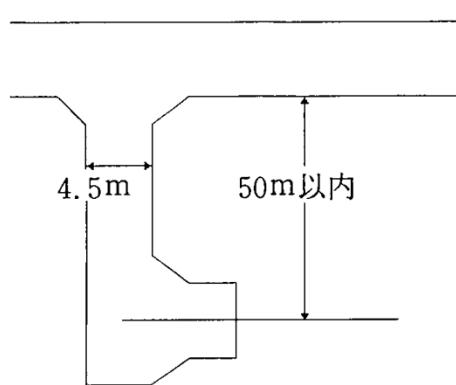


- 終端部に設ける場合

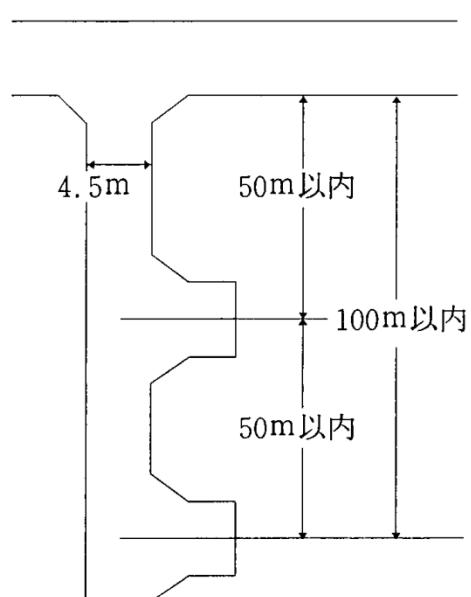


(図3) 転回広場の設けかたについて

例1

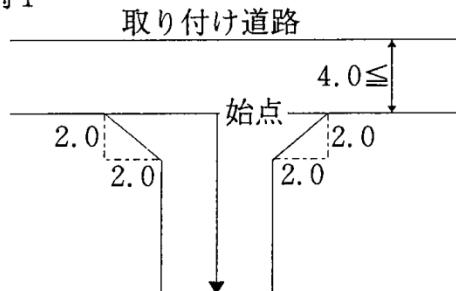


例2

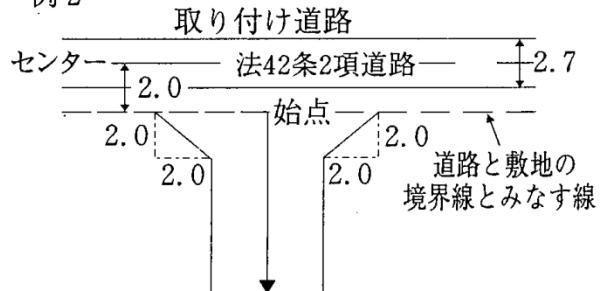


(図4) すみ切りの形状について①

例1



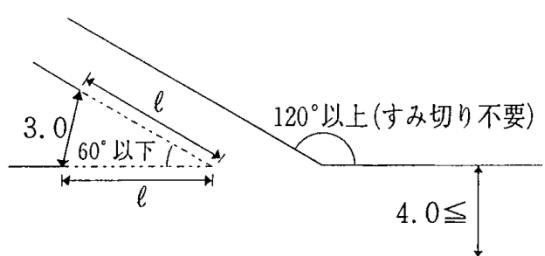
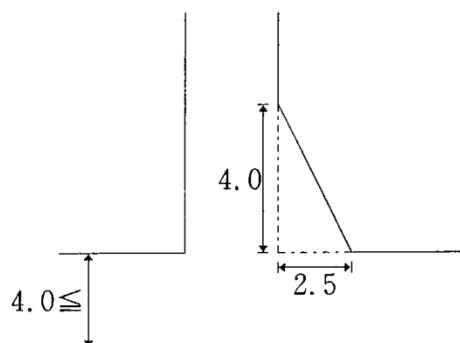
例2



(図5) すみ切りの形状について②

- ・片すみ切りの場合

- ・内角が 60° 以下及び 120° 以上の場合



道路位置指定に関する添付図書

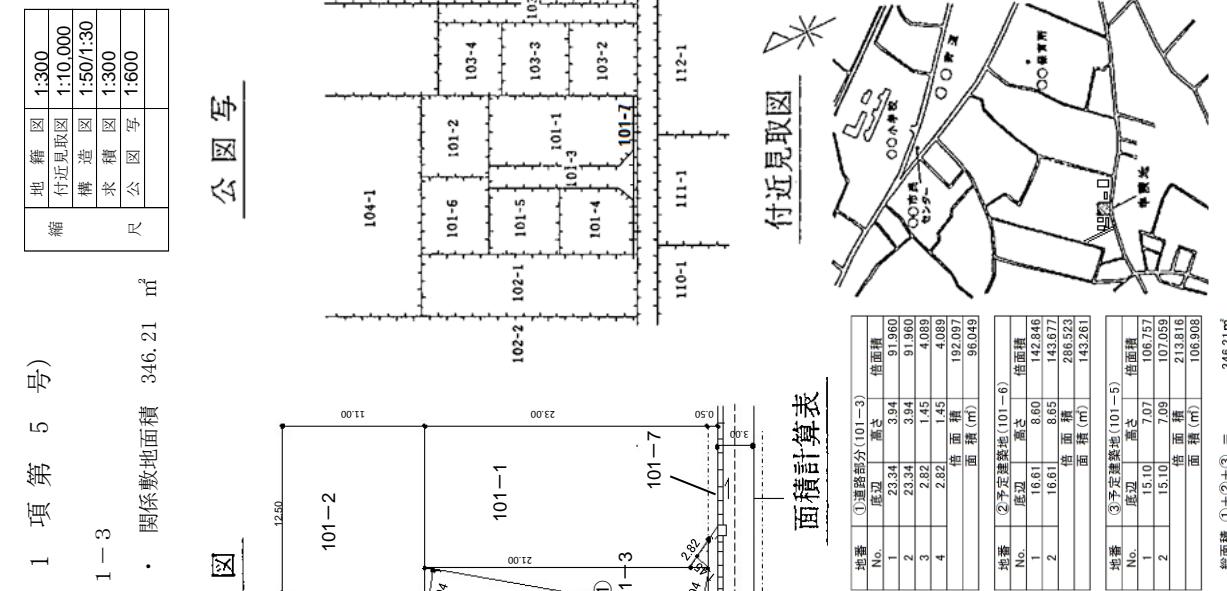
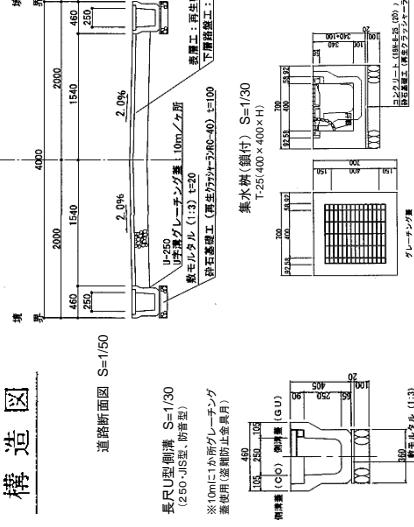
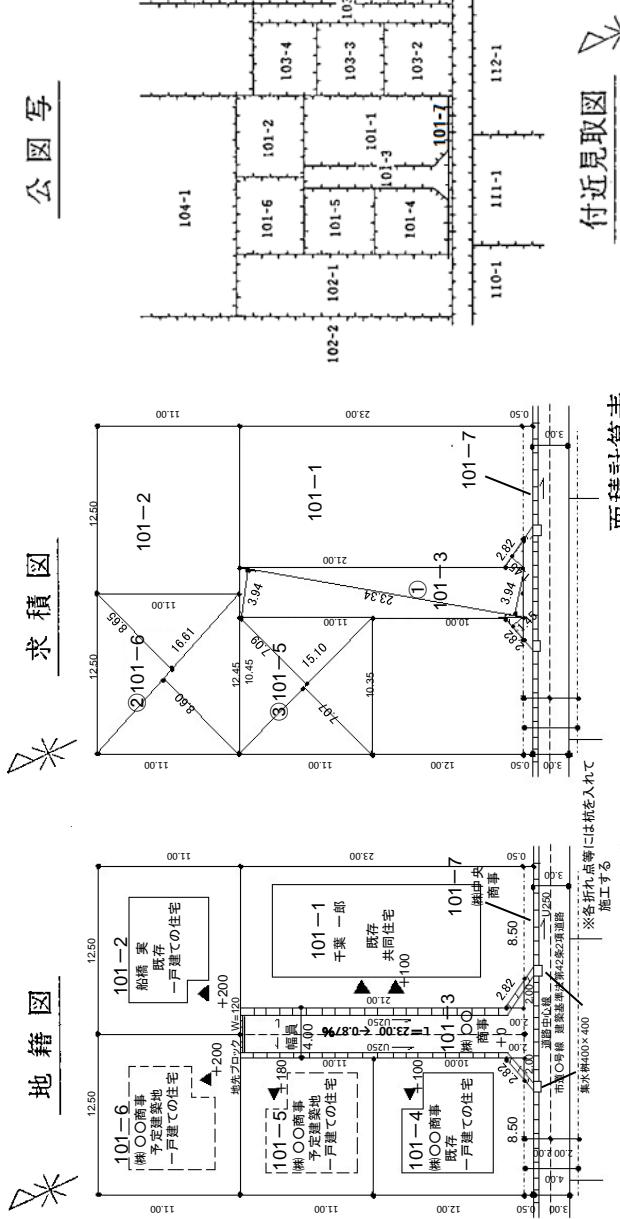
製本順序	必要図書	備考	必要枚数
1	申請書	様式第 14 号	正副各 1
2	委任状	様式は任意	正副各 1
3	案内図	1/2500	正副各 1
4	申請図 (A2 サイズ)	様式第 15 号 ①平面図（地籍図）（縮尺 1/300） ②公図の写し（縮尺 1/600） ③道路断面図（縮尺 1/50） ④案内図（付近見取図） ⑤道路及び宅地の求積図 ⑥〃 求積表 ⑦排水施設構造図（U・L 字溝・集水桿） ⑧道路縦断面図（道路勾配のある場合） ⑨その他（最終計画図 等）	原図 1 (正本に封筒入 れ添付) コピ^-2
5	承諾書欄 (承諾印)	申請図の承諾印は全て実印で捺印 ①指定道路部分の土地所有者の印 （抵当権者等含む） ②それに接する部分の土地の所有者の印 ③放流同意（側溝利用者が他にもいる場合） ④当該道を道路位置指定の要件に適合するよ うに管理する者の印	
6	印鑑証明 (3ヶ月以内)	①指定道路部分の土地所有者の印 （抵当権者等含む） ②それに接する部分の土地の所有者の印 ③放流同意（側溝利用者が他にもいる場合） ④当該道を道路位置指定の要件に適合するよ うに管理する者の印	正副各 1 (副コピ^-可)
7	その他の承諾事 項等	①「農地転用届出書」の写（農地の場合） 農業委員会 ②「境界確認書」もしくは「境界確定図・道路区 域図」の写（道路・水路等の官民境界査 定） 路政課・各土木事務所 ③「道路工事施工承認」「道路占用許可・同意書」 の写（排水[U・L 字溝等の接続]） 各土木事務所 ④宅地造成及び特定盛土等規制法に該当する 場合は検査済証の写 宅地課 ⑤誓約書 宅地課 ⑥その他	正副各 1 正副各 1 正副各 1 正副各 1 正副各 1 (副コピ^-可)
8	土地の登記事項 証明書 (登記簿謄本)	指定道路部分及びそれに接する部分の土地の もの ※法務局の登記官の押印があるもの	正副各 1 (副コピ^-可)
9	公図	※法務局の登記官の押印があるもの	正副各 1 (副コピ^-可)

◎問い合わせ先：千葉市都市局建築部建築指導課 認定班 (TEL 043-245-5856)

道路指定等申請図 (建築基準法 第42条 第1項 第5号)

道路の敷地となる土地の地名地番 千葉市〇〇区〇〇町〇〇丁目101-3

幅員 4.00 m 延長 23.00 m 自動車転回広場 —— m² 関係敷地面積 346.21 m²



指定年月日	年	月	日
番号	第	—	号
この図面のとおり道路の位置の指定（変更・廃止）を承認いたします。			
○ 年 ○ 月 ○ 日			
申請者 住所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地			
氏名 株式会社〇〇商事 代表取締役 〇〇 〇〇			
(*)			
権利別	住 所	氏 名	実印
道路部分地所有者 (業者) 101-3	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇商事 代表取締役 〇〇 〇〇	実印
地主 101-3	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇銀行 代表取締役 〇〇 〇〇	実印
地主 101-1	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	千葉一郎	実印
地主 101-2	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	船橋 実	実印
地主 101-4、5、6	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇商事 代表取締役 〇〇 〇〇	実印
地主 101-7	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番地	株式会社〇〇商事 代表取締役 〇〇 〇〇	実印
書			

(*) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
1. 申請書の「業者印」欄は、土地の所有者及びその土地の建物若しくは工作物
について該当する施設をそれぞれ記入すること。
2. 図面中に「地番、種別、面積」といふ名前をそれぞれ記入すること。
3. 申請の道筋の端又は長さ等を「メートル」(1m=3.281ft)で記入すること。
4. 付近見取図と地図の方位は、一致させること。
5. 付近見取図と地図の方位は、一致させること。

道路位置指定申請図作成にあたっての凡例

方 位		都 市 計 画 路 線	
道 路 位 置 の 標 識		既 存 通 路	
へ (構造を記入のこと)		予 定 す る 道 路 の 位 置	
主 要 出 入 口		市 町 村 界	
井 戸		指 定 さ れ た 道 路 の 位 置 及 び 建 築 線 (指 定 年 月 日 並 び に 番 号 を 記 入 の こ と)	
生 垣		廢 止 さ れ る 道 路 の 位 置	
予 定 建 築 物 (用 途 を 記 入 の こ と)		申 請 す る 道 路 の 位 置	
既 存 建 築 物 (用 途 を 記 入 の こ と)		擁 壁	
敷 地 界		高 庄 線	
地 番 界		が け	
町 界		水 路 及 び 土 揚 敷	

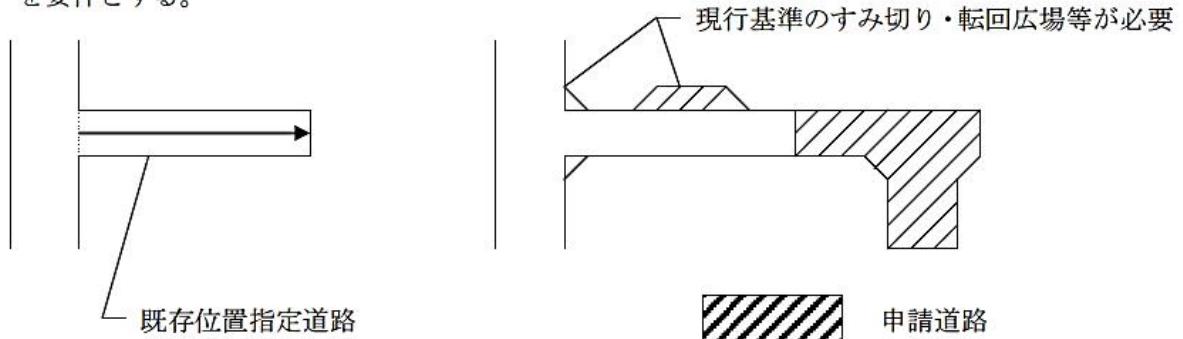
(注 意)

- 1 承諾書の「地名・地番・種利別」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
- 2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
- 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。
- 4 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)とする。
- 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
- 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
- 7 隣地境界または測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
- 8 ※印のある欄には記入しないこと。

道路位置指定の要件について(追補)

○ 既存位置指定道路の延長申請の取り扱いについて

既存位置指定道路の延長に当たっては、既存部分も含めて現行基準に適合させることを要件とする。

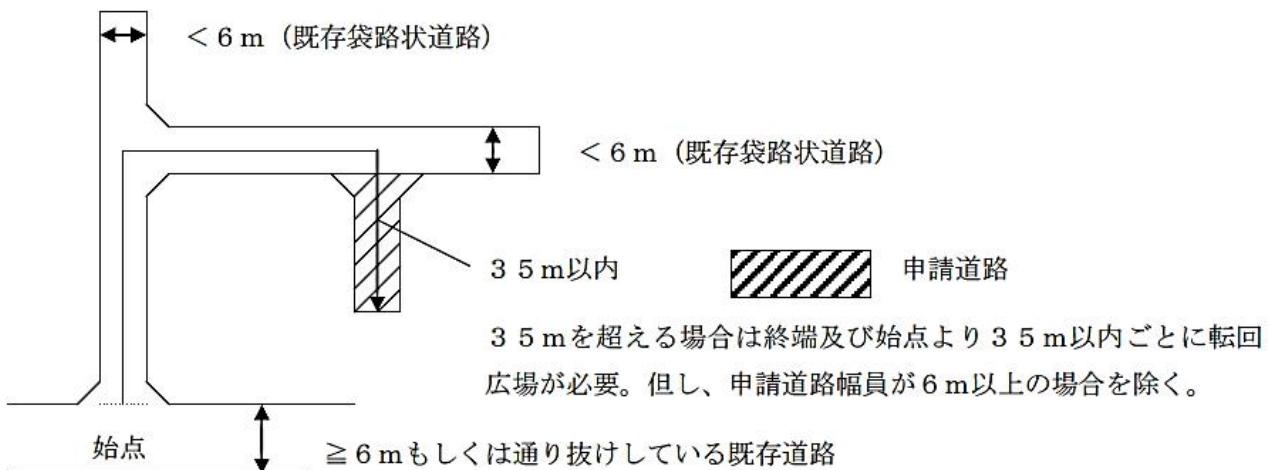


○ 既存袋路状道路が他の道路に接続する部分の延長の取り扱いについて

他の道路とは、6m以上の道路、もしくは6m未満の通り抜けしている道路を云う。

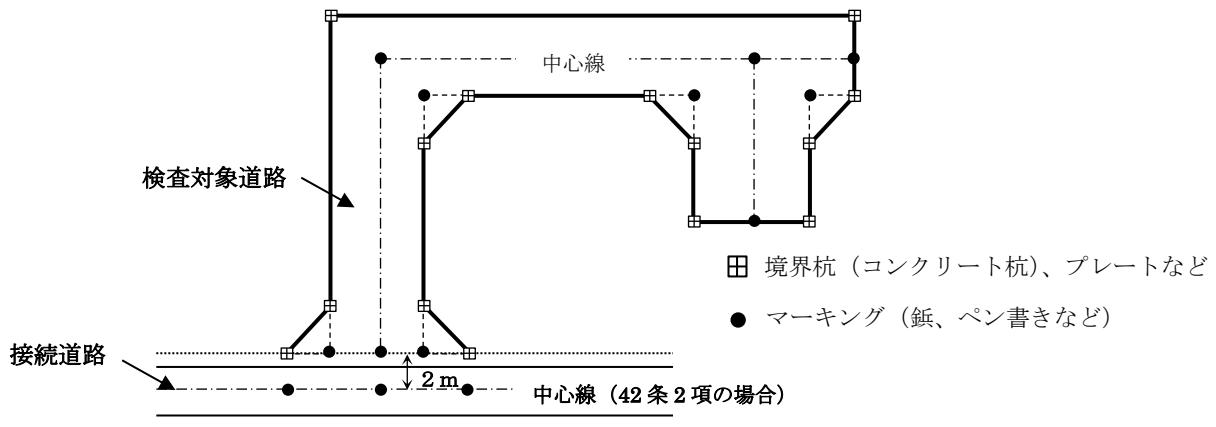
建築基準法施行令 第144条の4第1項第一号イ

延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合



建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定に係る完了検査時の注意点

道路位置指定に係る完了検査を円滑に行うため、あらかじめ、次の事項について確認をお願いします。（完了検査時に確認が取れない場合は、指定できないことがあります。）



1 次の箇所を現地に明示

① 接続道路の中心（建築基準法42条2項道路の場合）

接続道路が建築基準法42条2項道路の場合は、道路境界を確認し、中心部分にマーキング等をしてください。42条2項道路の中心から2mの位置が、位置指定道路の始点となるため、検査時に確認します。

② 検査対象道路の中心

検査対象道路の延長の確認は道路中心線の計測で行います。始点、終点、折れ点、接点などにマーキング等をお願いします。

③ すみ切りの頂点

すべてのすみ切り部分の頂点にマーキングをお願いします。

④ 検査対象道路の境界

検査対象道路の周囲に境界杭（コンクリート製）やプレートなど、容易に動かない標示物を設置してください。

2 道路排水施設（道路側溝、横断側溝、集水枠）の確認

検査時に道路排水施設（道路側溝、横断側溝、集水枠）の大きさを確認します。一部蓋を開けて計測しますので、蓋をボルト締めしている場合は、レンチなどを用意してください。
(計測箇所は検査時に抽出します。)

3 道路勾配（縦断勾配）の確認

レベルなどの測量機器により、あらかじめ縦断勾配を確認してください。なお、縦断勾配が概ね10%以上の場合には、検査時にも確認しますので、測量機器等の用意をお願いします。

4 工事施工写真を提出してください

舗装構成を確認するため、検査時に工事施工写真を提出してください。